

# 情報誌「以森伝心」製作業務 公募型プロポーザル実施要領

平成24年4月1日

公益社団法人京都モデルフォレスト協会

## 1 目的

協会会員はじめ広く府民一般に対して、京都モデルフォレスト運動の周知を図るとともに、会員の取組紹介、森林に関する情報を発信する。

## 2 委託を予定している業務

(1) 業務名 情報誌「以森伝心」製作業務

(2) 業務内容 情報誌の製作に係る以下の業務

- ・企画、構成
- ・取材、原稿作成
- ・デザイン、レイアウト
- ・印刷
- ・会員等への発送
- ・PDFデータの作成
- ・規格、部数、発行回数等は別紙「プロポーザル作成要領」を参照

(3) 委託期間 平成25年3月末まで

ただし、どちらかから年度終了の1月前までに特段の申し出がない限り、その更新は新たな公募を経ることなく2回を上限に更新することができる。

## 3 参加資格

- (1) 破産者で復権を得ない者でないこと。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結に必要な同意を得ている者はこの限りでない。
- (2) 次に該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者でないこと。
  - ア 契約の履行にあたり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者。
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約の締結をすること又は契約者が契約の履行をすることを妨げた者。
  - エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
  - オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) プロポーザルを提出する日の前日現在で、今回の公募に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有していること。
- (4) プロポーザルを提出する日の前日現在で、京都府内に本社、支店又は事業所を有していること。
- (5) 京都府税に関し未納がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

#### 4 提案内容及び提出資料

- (1) 提案内容は別紙「プロポーザル作成要領」を参照のこと。
- (2) 用紙サイズは原則A4とする。

#### 5 提出方法等

- (1) 提出方法 持参又は郵送とする（電送によるものは認めない）。
- (2) 提出先 〒602-8570  
京都府京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2  
府庁西別館内  
公益社団法人京都モデルフォレスト協会  
TEL/FAX 075-414-1270
- (3) 提出期限 平成24年5月9日（水）午後5時（必着）

#### 6 プロポーザルに係る質問書の提出方法等

- (1) 提出方法 持参、郵送又は電送とする。  
なお、電送の場合は必ず着信確認の電話をすること。
- (2) 提出先 5（2）に同じ
- (3) 提出期限 平成24年4月23日（月）までの午前9時から午後5時まで（必着）
- (4) 回答方法 回答は随時行い、その結果はHPに掲載する。

#### 7 審査方法

- (1) 提出されたプロポーザルを（2）に掲げる基準に基づき書面審査し、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。  
なお、必要に応じてヒアリングを実施する。
- (2) 審査基準
  - ・企画、構成（情報誌の目的に沿っているか等）
  - ・デザイン力（分かりやすさ等）
  - ・デザインコンセプトの内容
  - ・業務実績
  - ・費用対効果 等

#### 8 選考結果の通知

- (1) 提案者に対し、電子メール及び書面により通知する。
- (2) 上記の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等の日数は算入しない）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

## 9 その他

### (1) プロポーザルの取扱い

- ア プロポーザルの提出に要する費用は提案者の負担とする。
- イ 提出されたプロポーザルは返却しない。
- ウ 応募プロポーザルの著作権は、その応募者に帰属する。
- エ 採用したプロポーザルの使用権は、当協会に帰属する。
- オ 提出されたプロポーザルは、本プロポーザルにおける選定作業以外には原則として使用しない。選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- カ 提出期限後におけるプロポーザルの提出、再提出、差替えは一切認めない。

### (2) 失格の条件

以下の条件の一つに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が、記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- エ 虚偽の内容が記載されている場合。
- オ 審査結果に影響を与えるよう、あらかじめ工作を行った場合。

## 10 契約の締結等

上記7の方法により選定した最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。  
その者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と交渉を行う。

## 11 問い合わせ先 〒602-8570

京都府京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2  
府庁西別館内  
公益社団法人京都モデルフォレスト協会  
TEL/FAX 075-414-1270